

第3章

学校給食における対応

第3章 学校給食における対応

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

松本市では、松本市学校給食アレルギー対応食提供事業実施要綱（平成12年教育委員会告示第8号）。以下「実施要綱」という。）に基づき、学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。この事業は、食物アレルギーを有する児童・生徒に対しても等しく学校給食を提供し、学校生活での本人や保護者の不安や負担の解消に資することを目的としたものです。

この目的を達成するためには、食物アレルギーの正しい知識（第1章を参照してください。）とともに、学校及び学校給食関係者と保護者等との協力のもと、実務における適切な運用が必要となります。

2 松本市の学校給食における食物アレルギー対応の基本

(1) 対象児童・生徒

対象は、食物アレルギーを有する児童・生徒で、①事業が実施されない場合、学校給食の代わりに、常に自宅から弁当を持参する必要のある者又は②事業が実施されない場合、学校給食の献立によっては、自宅から弁当を持参する必要のある者です（実施要綱第2条）。

(2) 対象となる献立

原則として、主食及び飲物（牛乳等）、デザート（デザートの他に、マヨネーズやふりかけ、ジャム等も含む。）については、実施しません。学校給食センター又は単独調理校で調理する副食（汁もの、主菜、副菜）が対象です（実施要綱第3条第1項）。ただし、調理施設により対応が異なる場合があります。

(3) 一般給食の献立が基本

対応食は一般給食のものと全く異なる献立を提供するものではありません。あくまでも一般給食献立が基本です。

(4) 除去食が基本

対応食の方式は、除去食が基本となります（実施要綱第3条2項）。調理施設等の状況で対応が可能な場合は、代替食を提供します。

ただし、以下の項目等に該当するときは、家庭から弁当持参をお願いすることがあります。

- ・ アレルゲンが一般給食に使用されていて、アレルゲンの種類が多いことから、対応食の献立でも学校給食を食べることができない場合
- ・ アレルゲンが一般給食に使用されていて、調理過程で除去することが困難な場合
- ・ アナフィラキシー等症状の重い場合

(5) 対応食は保護者からの申し出により実施

保護者が対応を希望され、申請いただいた場合に対応食を提供します。（ただし、希望されても対応が難しい場合もあります。）

(6) 調理施設・人的体制等による制約

一度に大量の調理を行う学校給食では、食物アレルギー対応といっても各家庭での対応と異なり、さまざまな制約（調理場の設備・スペースやスタッフ体制等）があります。また、調理方式も学校給食センターで共同調理する方式と単独校で調理する方式があり、施設の状況もまちまちな面もあります。したがって、自ずと「対応できるもの」と「対応できないもの」があります。

また、食数によっては専門の調理員を充てる等の人的体制のフォローも必要な場合があることから、状況に応じて教育委員会に相談し対応を検討します。

(7) 事業は年度ごとの実施

事業は年度（4月から翌年3月まで）単位での実施になります。したがって、継続の場合でも毎年度申請等の手続きが必要になります（具体的には第4章1(7)を参照してください。）。

事業の開始月は、調理施設によって異なります。学校給食センター配食校で新入生が新たに対応食を希望する場合（小学校で対応食だった中学校生徒を除きます。）は、準備期間が必要なことから7月からの開始が原則です。

3 学校給食における主な対応方法

学校給食における対応は以下の4つのレベルの内容を参考に、現状も踏まえた上で、最良の対応を検討します。対応の決定に際しては、児童・生徒のアレルギーの状況や学校及び調理場の施設状況（人員や設備等）を総合的に判断します。

(1) レベル1 【詳細な献立表対応】

学校給食の原材料を詳細に記入した献立表を、事前に家庭へ配布し、それを元に保護者や担任などの指示若しくは児童・生徒自身の判断で、学校給食からアレルギーを除去しながら食べるようにすることをいいます。

(2) レベル2 【一部弁当持参】

全ての給食に対して弁当を持参する「完全弁当対応」と、除去食や代替食対応が困難な献立についてのみ弁当を持参する「一部弁当対応」のことをいいます。

(3) レベル3 【除去食対応】

申請のあった原因食物を除いた給食を提供することをいいます。

(4) レベル4 【代替食対応】

申請のあった原因食物を除き、除いたことによって失われる栄養価などを別の食品を使い補って提供することをいいます。

表4 学校給食センター配食校における対応食提供開始までの流れ（参考）

時 期	新入児を中心とした新規対応希望者	継 続 対 応 希 望 者
10月 11月 12月	事前調査・情報収集等 (新入学児童の食物アレルギー状況 調査表の配布及び回収等)	継続のための提出書類配布 栄養教諭・学校栄養職員と保護者との 懇談
翌年1月 2月 3月	対応食提供事業事前説明会 (対応食実施に伴う提出書類の配布) 医療機関へ受診、 <u>対応食実施に伴う提出書類の用意</u>	(対応食実施に伴う提出書類の用意) ↓ 事業申請、審査及び決定 開始前打合せ (中学校入学及び転校時のみ)
4月	<u>対応食実施に伴う提出書類</u> の提出	対応食の提供開始 栄養教諭・学校栄養職員による対応食 提供初日訪問（中学校入学及び転校時のみ）
5月	3者による事前協議	
6月	事業申請 審査及び決定 開始前打合せ	
7月	対応食の提供開始 栄養教諭・学校栄養職員による対応食 提供初日訪問	

※ 表4中の3者とは、保護者、学校（学校長、学級担任、養護教諭、給食主任）及び学校給食関係者（栄養教諭・学校栄養職員、学校給食センター職員等）をいいます。新たに食物アレルギーの症状が出た場合等で、年度途中から対応食を希望するときは、3者による事前協議（随時）の上、新規対応希望者の手続きをとります。

※ 表4中の提出書類とは、管理指導表、意向調査表、アレルギー症状調査表(保護者用)、除去食品調査表のことをいいます。

※ 対応食開始までの流れは学校給食センターによって多少異なる場合があります。